

介護保険給付費通知書を 確認しましょう

お送りした「介護保険 給付費通知書」は、ご利用いただいている介護サービス事業所からの保険請求にもとづき、サービスの種類や費用など、実際のサービス利用状況をお知らせするための通知です。

お持ちの領収書やサービス利用票と、「介護保険給付費通知書」の記載内容を見比べていただき、ご利用のサービス内容や回数等に誤りがないかもご確認ください。

なお、この通知書は、所得税・住民税等の確定申告を行う際の医療費控除の資料にはご利用できませんのでご了承ください。

【介護保険給付費通知書の見方】

その月に利用した介護サービス事業所です。

サービス提供年月	サービス事業所	サービス種類	サービス日数 / 回数	利用者負担額合計額 (円)	サービス費用合計額 (円)
令和〇年〇月	〇〇デイサービスセンター	通所介護	2	2,184	21,840
	株式会社 〇〇	福祉			8,000
	ショートステイ〇〇	短期入所生活	22	20,755	207,550
	居宅介護支援事業所 〇〇	居宅介護サービス計画費	1	0	17,730
令和〇年〇月	〇〇デイサービスセンター	通所介護	4	4,368	43,680
	株式会社 〇〇	福祉用具貸与	30	800	8,000
	ショートステイ〇〇	短期入所生活介護	22	20,755	207,550
	居宅介護支援事業所 〇〇	居宅介護サービス計画費	1	0	17,730
			計	49,662	532,080

その月に利用したサービスの種類です。

その月に利用した介護サービスの利用者負担額です。利用者の負担割合（1割～3割）に応じた額が記載されています。この例の場合、通所介護 43,680 円の 1 割である 4,368 円が利用者負担額となります。

1年間の介護サービス利用料の総額です。この例の場合、総額 532,080 円のうち、利用者から 49,662 円、介護保険から 482,418 円（532,080 円 - 49,662 円）が支払われます。

裏面に Q & A が記載されていますので、ご覧ください。

質 問：介護給付費通知書とは何ですか？

回 答：この通知書は、どのようなサービスをどのくらい利用されたかをお知らせするとともに、皆様に介護保険に対するご理解を深めていただくためのものです。なお、請求書ではありませんので、この通知書を受け取ったことにより、何か手続きを行っていただく必要はありません。

質 問：何のデータが元になっているのですか？

回 答：この通知書はサービスを提供した事業所から村上市に対する保険請求に基づいて作成しています。したがって、該当期間にサービスを利用されていても、事業所の保険請求が遅れた分については、記載はありません。

質 問：料金を支払った覚えのない「居宅サービス計画費」というサービスが入っていますが、これはなぜですか？

回 答：「居宅サービス計画費」は、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等のケアマネジャー業務に要する費用で、費用のすべてが介護保険から給付されているため、利用者負担はありません。自己負担がないサービスでも、介護保険から給付されているので、お知らせしています。

質 問：通知書の中の利用者負担額が、サービス事業所から発行された領収書と合っていないのは、なぜですか？

回 答：以下の4点により通知書と領収書の金額が一致しない場合があります。
この通知書にはサービス事業所から市へ保険請求があった内容が記載されていますが、事業所から市への保険請求が遅れているものについては記載されていません。
利用者負担額には、保険適用外のサービス利用分（事業所での日常生活費や支給限度額を超えて全額自己負担となった部分など）は含まれておりません。
介護保険施設へ入所されている場合で「高額介護サービス費の受領委任払い」の適用を受けている方は、介護保険施設は利用者負担上限額分しか本人へ請求していませんので実際に支払った金額と一致しないことがあります。
住宅改修又は、福祉用具を購入された方で「受領委任払い」を希望された場合は、事業所が本人の利用者負担割合分しか請求していませんので実際支払った金額と一致しないことがあります。

質 問：サービス種類で「特定入所者介護サービス等」というのは何ですか？

回 答：「特定入所者介護サービス等」とは、介護保険施設に入所したときの「食費」「居住費」と、ショートステイを利用したときの「食費」「滞在費」のことであり、負担限度額の軽減を受けている方のみサービス費用から利用者負担額を引いた金額が介護保険から給付されます。回数は、「食費」「居住費（滞在費）」の給付を受けた日数の合計、利用者負担額は、ご利用日数に応じた「食費」「居住費（滞在費）」の合計となっています。

質 問：利用した覚えのないサービスが記載されているのですが...

回 答：まずは居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成している担当ケアマネジャーや、給付費通知書に記載されている事業所にお問い合わせください。それでもなお、利用の事実がないのであれば、介護高齢課までご連絡ください。